

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

関ヶ原町長

## 公表日

令和3年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うための制度である。介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答            ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理            ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給            ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査            ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査            ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査            ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更            ⑧保険給付の支払の一時差止め            ⑨保険料の賦課・徴収            ⑩保険者事務共同処理(介護(予防)サービス費及び給付情報に関する事務)            ※⑩保険者事務共同処理について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託しており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー、伝送通信ソフト(国保連合会)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表第一項第68の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>情報提供の根拠            ・番号法別表第二(第2、3、6、8、11、26、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94の項)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第2、3、6、7、10、19、22条の2、24条の2、25、30、31条の2、32、33、43、44、47条)</p> <p>情報照会の根拠            ・番号法別表第二(第94の項)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第47条)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I. 5. ②所属長	住民課長 河島玲子	住民課長 三宅芳浩	事後	
平成28年9月16日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年7月22日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月16日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年7月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年7月10日	I. 1. ②事務の概要		⑩保険者事務共同処理(介護(予防)サービス費及び給付情報に関する事務) ※⑩保険者事務共同処理について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託しており、当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	内容を追記
平成29年7月10日	I. 1. ③システムの名称		伝送通信ソフト(国保連合会)	事後	内容を追記
平成29年7月10日	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項第68	・番号法第9条第1項、別表第一項第68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	
平成29年7月10日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(93、94の項)	番号法第19条第8号及び別表第二  情報提供の根拠 ・番号法別表第二(第2、3、6、8、11、26、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第2、3、6、7、10、19、22条の2、24条の2、25、30、31条の2、32、33、43、44、47条)  情報照会の根拠 ・番号法別表第二(第93、94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第46、47条)	事後	
令和2年3月31日	II 1. いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月31日	II 2. いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I . 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二(第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条)</li> </ul> <p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二(第93、94の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第46、47条)</li> </ul>	<p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二(第2、3、6、8、11、26、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第2、3、6、7、10、22条の2、24条の2、19、25、30、31条の2、32、33、43、44、47条)</li> </ul> <p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二(第94の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第47条)</li> </ul>	事前	